

公益社団法人長野県柔道整復師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人長野県柔道整復師会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本の伝統医療である柔道整復学及び柔道整復術の進歩発達と柔道整復師の資質の向上を図るとともに、保健・医療・介護に関する諸制度の円滑な運営と健全な発展に寄与することにより、県民福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 柔道整復師の医療保険受領委任制度の推進に関する事業
 - (2) 柔道整復師の資質の向上並びに柔道整復学及び柔道整復術の向上発展に関する事業
 - (3) 県民の保健福祉の推進に関する事業
 - (4) 高齢者の福祉サービスの充実に係る事業
 - (5) 柔道整復術を活かした災害時等における救護活動に関する事業
 - (6) 柔道整復師並びに柔道整復学及び柔道整復術の普及啓発に関する事業
 - (7) 本会の所有する会館の運営に関する事業
 - (8) 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業
 - (9) 前各号の事業に付帯する事業
- 2 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 3 前2項の事業については、長野県において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 長野県内において柔道整復を業とする柔道整復師であって、本会の目的に賛同して入会した者
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会手続)

第6条 本会に正会員又は賛助会員として入会しようとする者(以下「入会申込者」という。)は、理事会が別に定める入会申込書に必要書類を添えて本会に提出するものとする。

2 入会は、総会において別に定める定款施行細則の基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める定款施行細則及び特別会費取扱規程に基づき、入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。ただし、特別の事情がある者に対しては、総会の議決を経て、その額を免除することができる。

2 賛助会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める定款施行細則に基づき入会金及び賛助会費(以下「賛助会費等」という。)を納入しなければならない。

3 前2項の会費等及び賛助会費等については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、総会の決議を経て、当該会員を除名することができる。

ただし、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 法令に違反して、刑罰に処せられ、又は行政処分を受けたとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 第8条の任意退会及び第9条の除名の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。



- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 柔道整復師の免許を取消されたとき
- (4) 総会員が同意したとき
(既納の会費等)

第 11 条 会員及び退会又は除名された会員が、既に納入した入会金、会費及び寄付金その他拠出金等は、これを返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は退任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の決算の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 14 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度 5 月に 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

2 会長は、理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載し、開催 2 週間前までに書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができる旨
(議長及び副議長)

第 16 条 総会の議長及び副議長は、総会において、会員の中から選任する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(代理人による議決権の行使)

第 18 条 総会に出席することができない正会員は、他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、第 19 条の規定の適用については、出席とみなす。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 会長候補者、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)



第 21 条 本会に次の役員を置く。

理事 12 名以上 17 名以内

監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、3 名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 1 号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事会は会長を選定及び解職する。この場合において、理事会は総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

3 理事会は、その決議によって、理事の内から副会長を選定する。

4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を越えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、この定款及び理事会において定めるところにより、その業務を執行する。

4 理事は、理事会において別に定めるところにより本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 本会の業務及び財産の状況を調査し並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する。

3 必要であると認めるときは、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は、現任者の残任期間とする。

2 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給の基準に従い、報酬等を支給することができる。

(顧問及び相談役)

第 28 条 本会に任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者又は、本会に特に功労のあった者に対し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、本会の各種会議に出席して意見を述べるができる。ただし、表決に加わることはできない。

4 顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるができる。ただし、表決に加わることはできない。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規程・規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催日の 7 日前までに通知しなければならない。



3 会長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれに当たる。

(定足数)

第 33 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が、署名又は記名押印する。

第 7 章 組織編成

(業務機関)

第 37 条 理事会は、本会業務を分掌させるための部会、委員会、諮問機関及び下部組織等を設置することができる。

2 前項について必要な事項は、理事会で別に定める。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 38 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品及び助成金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常総会の決議を経なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類については、毎事業年度の終了後 3 カ月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類



(公益目的取得財産残額の算定)

第 43 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、所定の書類に記載する。

第 10 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第 45 条 本会は、総会の決議その他法令で定めるところにより、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第 46 条 本会は、総会の決議とその他法令で定められた事由により、解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 47 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 本会が精算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告

(公告の方法)

第 49 条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する。

第 12 章 補則

(委任)

第 50 条 この定款の施行についての必要な規則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(定款施行細則)

第 51 条 本定款の施行及び会務遂行に必要な事項は、理事会の決議を経て、定款施行細則によりこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、内山富之とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条に規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

